

令和5年3月30日
監査委員事務局監査第三課
担当者 宮本
内線 5721
外線 076-225-1863

令和4年度行政監査結果について

地方自治法第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて行政監査を実施し、令和5年3月30日、その結果を知事等へ提出したので、その概要をお知らせします。

(提出資料は、「令和4年度行政監査報告書」のとおり)

報告書の概要

1 監査のテーマ

プロポーザル方式による随意契約について

2 テーマの選定理由

近年、高度な創造性及び専門的な技術や経験を必要とする業務について、価格競争のみによらず、複数の者から企画又は技術提案を求め、その内容を審査の上、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定するプロポーザル方式による随意契約が見受けられる。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であることから、プロポーザル方式による随意契約（建築設計の業務委託契約等は除く。）の状況を監査し、今後の適正かつ効果的な運用に資することとした。

3 監査の対象機関

本庁及び出先機関の全ての211所属

4 監査の項目

- (1) プロポーザル方式による契約事務について
- (2) 事業者の選定における透明性、公正性及び競争性の確保について
- (3) 業務の成果の検証及び評価について

5 監査の結果及び意見

監査の結果、おおむね適正と認められたが、適正な契約事務の確保を図り、効果的な事業の実施について留意が求められるものであることから、意見を述べた。

【意 見】

(1) プロポーザル方式による契約事務について

ア 受託業務の再委託について

受託業務の再委託を行う場合は契約先に業務実施体制の確認を行い、契約書の規定に基づく事務手続を行うよう引き続き努められたい。

イ プロポーザル方式による随意契約とした理由及び事務手続について

県が締結する契約は、一般競争入札によることが原則であり、プロポーザル方式による随意契約を実施しようとする場合は、競争入札に適さない業務であり、事業目的の効果的な達成や契約手続の透明性、公正性及び競争性の確保を考慮しながら、真に必要と認められる場合に実施すべきであり、その必要性を十分に検討した上で、業務内容が競争入札に適さない具体的な理由を明らかにし、起案文書に記載するよう努められたい。

ウ 公募方法や周知について

(ア) 公募型プロポーザル方式の募集方法は、県のホームページに掲載するかどうか各所属に委ねられており、また、県のホームページに掲載する場合は各所属のホームページ内に掲載が行われている。しかしながら、不特定多数の者に公募型プロポーザルの実施を広く周知させる必要があることから、事業者が募集している業務を一目で分かるように公募型プロポーザルの実施一覧を掲載した専用ホームページの開設を検討されたい。

(イ) 事業者の募集にあたっては、公募内容がより多くの事業者に周知され、参加できるよう、また、優れた企画提案書等を作成する期間が確保できるようにする必要がある。石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）では、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日から起算して5日前に公告することとされており、企画提案書等の作成を要するプロポーザル方式においては、今回、極端に短い期間（5日未満）はないものの、募集公告から企画提案書等の提出までの期間については、周知期間や業務の内容等を勘案して適切な日数の設定に努められたい。

(ウ) 企画提案書等の提案者数が1者では、提案内容の比較検討ができず、企画競争であるプロポーザル方式の特長が十分に活かされていない可能性があることから、1者のみの提案となった理由について、設定した要件、金額又は提案内容にあるのか、また、競争入札への変更等様々な角度から分析し、特に、類似業務を継続して実施する場合は、分析結果を踏まえ必要な対策を講じ、競争性を確保で

きるよう努められたい。

(2) 事業者の選定における透明性、公正性及び競争性の確保について

ア 審査基準の公表について

プロポーザル方式は、価格競争とは異なり、審査基準の内容によって審査結果が左右されるものであり、より良い提案を選定する上で、審査基準は重要な要素である。選定委員における審査は当該基準に沿って行われるため、審査の前提となるものである。事業者の選定における透明性及び公正性を確保するため、審査基準を事前に公表するよう引き続き努められたい。

また、審査基準の作成にあたっては、企画の趣旨に沿ったより具体的な提案につなげるとともに、様々な観点から評価が行えるよう評価項目にとどめることなく、その具体的な内容を表した評価内容や配点も公表するよう努められたい。

イ 選定委員会の委員の人数及び構成について

委員の人数については、事業者の決定方法として票決を行う場合を考慮し、奇数にすることが合理的であるとの考えもあるため、検討されたい。

委員の構成については、提案内容に応じて、特に高度な技術力や企画力等を必要とするものは、学識経験者や実務経験者等の意見を反映できるよう外部有識者を積極的に活用し、県職員のみ構成とならないよう透明性及び公正性の確保に努められたい。

男女構成については、県の審議会等委員における女性委員の割合の目標値を50%としているなど様々な場面で女性の参画が求められていることから、積極的な女性委員の活用を考慮されたい。

ウ 審査方法及び審査結果について

(7) 提案者の名称を明らかにした理由は、業務の確実性を担保するため事業者の社会的信用や経営状況等も考慮する必要があるとのことであつたが、それらは参加資格要件や提出書類に業務実績資料を提出させることで確認できるものである。本来、プロポーザル方式は最も優れた提案を行った者を選定するものであるから、提案者の名称で審査が左右されてはならない。したがって、選定委員に予断を抱かせず、恣意的な判断が入る余地をなくし、審査の公正性を保つため、特段の理由がない場合は、提案者の名称は伏せて（マスキング）行い、審査の公正性に影響を及ぼさないよう努められたい。

(4) プロポーザル方式は、価格競争とは異なり、提案内容や業務遂行能力を選定委員が評価することによって事業者が選定されることから、選定の透明性及び公正性を確保するため、審査結果の公表について検討されたい。

(3) 業務の成果の検証及び評価について

ア 業務の実施状況の確認及び成果の検証について

採択した提案内容を適正に履行させるためには、契約書や仕様書にその内容を具体的に明記した上で、履行状況について、業務完了後に提出される委託業務報告書等により確認することはもとより、業務実施期間中においても把握しておくことが必要であることから、引き続き業務の確認や把握に努められたい。

また、プロポーザル方式による随意契約により実施される業務は、どの提案内容を採用するかによって業務の実施方法等が大きく変わり、業務の成果の検証及び評価を行う必要性が高いため、評価基準を設定の上、委託業務報告書等に基づき十分に検証及び評価を行い、今後の業務の改善に取り組むよう努められたい。特に、同様の業務を繰り返し実施しているものについては、公告時の仕様書に的確に反映するよう検討されたい。

イ 複数年度での実施状況について

プロポーザル方式による随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であることから、毎年度、漫然と同様の手続を行うのではなく、この方式を採用することが真に適切かつやむを得ないものであるかどうかについて、実施の都度、慎重に検討を行う必要がある。特に、長期間継続してプロポーザル方式による随意契約を実施していることにより、既に企画やノウハウが蓄積されていると思われる業務については、仕様書を見直すなど、競争入札によって業務を実施できないか検討されたい。

(4) 総括

プロポーザル方式による随意契約の手続が各所属で異なるのは、全庁的な運用基準が整備されておらず、過去の事例や他の所属の事例を参考にその都度事務処理を行っているためであると考えられる。プロポーザル方式による随意契約は契約方法の例外であり、より適正な運用が求められることから、多岐にわたる業務に共通する統一的な事務処理を行うことにより、事業者の選定が、透明性及び公正性を確保し、実施されるよう全庁的な運用基準等の策定を検討されたい。